

# 健康福祉部

## 福祉環境委員会

### 【議案関係資料】

### (追加提案関係)

3月7日提出

# 目 次

## ◎議案関係

- |   |   |       |   |
|---|---|-------|---|
| 1 | 秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要について（地域・家庭福祉課）                          | …………… | 3 |
| 2 | 秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案等の概要について（長寿社会課）                           | …………… | 4 |
| 3 | 秋田県指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要について（障害福祉課） | …………… | 6 |
| 4 | 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案等の概要について（障害福祉課）                     | …………… | 8 |

## 【議案第118号関係】

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する  
基準を定める条例案の概要について

地域・家庭福祉課

### 1 改正理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和5年内閣府令第72号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号）による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 改正内容

- (1) (3)に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、児童福祉施設（保育所を除く。以下同じ。）の基準とすることとする。（第3条関係）
- (2) (1)の場合において、児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。）は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならないこととし、乳

幼児10人未満を入所させる乳児院が設けることとする設備に調理設備を加えることとし、母子生活支援施設に設ける保育所に準ずる設備については、秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第93号。第17条第2項を除く。）の規定を準用することとする。（第3条関係）

- (3) 児童福祉施設は、入所している者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに県、当該入所している者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととする。（第4条関係）
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 3 関係省令の主な改正内容

- (1) 里親支援センターに関する規定の整備  
新たに児童福祉施設として位置づけられる里親支援センターの設備・職員・業務内容等に関する規定を追加することとする。
- (2) 自立支援計画策定に係る児童の意見聴取  
児童福祉施設が自立支援計画を策定する際に、児童からの意見聴取を行うこととする。

### 4 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとする。

## 【議案第119号～126号関係】

秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案等の概要について

長寿社会課

### 1 改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）により、各老人福祉施設及び介護保険施設に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める次の8条例について、所要の規定の整備を行う必要がある。

- ① 秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第119号】
- ② 秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第120号】
- ③ 秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第121号】
- ④ 秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第122号】
- ⑤ 秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例【議案第123号】
- ⑥ 秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第124号】

⑦ 秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例【議案第125号】

⑧ 秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例【議案第126号】

### 2 改正内容

- (1) 1に掲げる各条例（①～⑧）に定める基準は、各基準省令（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む）に定めるものをもって、その基準とすることとする。
- (2) (1)の場合において、施設が整備しなければならない記録の保存期間を入所者の退所の日から5年間とすることとする。〔1の①～⑧〕
- (3) 特別養護老人ホーム及び指定介護老人福祉施設の居室の定員について入所者へのサービス提供上必要と認められる場合は4人以下とする。〔1の③、⑥〕
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 3 各関係省令の主な改正内容

- (1) 入所者の症状の急変等に備えるため、療養の相談や診療及び入院の受け入れに対応できる協力医療機関を定めることを義務付け（居住系サービスは努力義務）、3年間の経過措置を設ける。〔1の①～⑧〕

- (2) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。[1の①～⑧]
- (3) 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。[1の①～⑧]
- (4) 介護現場の生産性向上の取組を推進するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の設置を義務付け、3年間の経過措置を設ける。[1の①～⑧]
- (5) 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付け、1年間の経過措置を設ける。[1の①～⑧]
- (6) ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。[1の③、④、⑤、⑥、⑦、⑧]
- (7) 訪問系・通所系サービス等については、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、記録を義務付け、短期入所系サービスについては、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付け、1年間の経過措置を設ける。[1の④、⑤]

#### 4 施行期日

これら8条例は、令和6年4月1日から施行することとする。

## 【議案第127号関係】

秋田県指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要について

障害福祉課

### 1 改正理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和5年内閣府令第72号）による児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の一部改正により、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準について所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 指定障害児通所支援事業者の指定及び指定の変更の申請者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「命令」という。）第18条の34第1項に規定する者とする。こととする。（第1条関係）
- (2) 指定障害児通所支援事業者の指定の更新の申請者は、命令第18条の34第2項において準用する同条第1項に規定する者とする。こととする。（第1条関係）
- (3) 指定障害児入所施設の指定及び指定の変更の申請者は、命令第25条の21の2第1項に規定する者とする。こととする。（第2条関係）

- (4) 指定障害児入所施設の指定の更新の申請者は、命令第25条の21の2第2項において準用する同条第1項に規定する者とする。こととする。（第2条関係）

- (5) その他所要の規定の整理を行う。こととする。

### 3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとする。

秋田県指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>（指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の十五第三項第一号（法第二十一条の五の二十第二項）において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「命令」という。）第十八条の三十四第一項に規定する者とする。</p> <p>2 法第二十一条の五の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、命令第十八条の三十四第二項において準用する同条第一項に規定する者とする。</p> <p>（指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準）</p> <p>第二条 法 第二十四条の九第三項（法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）において準用する法 第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、命令第二十五条の二十一の二第一項に規定する者とする。</p> <p>2 法第二十四条の十第四項において準用する法第二十四条の九第三項の規定により準用される法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、命令第二十五条の二十一の二第二項において準用する同条第一項に規定する者とする。</p>	<p>（指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の十五第三項第一号（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定及び指定の更新の申請者については、この限りでない。</p> <p>（指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準）</p> <p>第二条 児童福祉法第二十四条の九第三項（同法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。</p>

## 【議案第128号～133号関係】

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案等の概要について

障害福祉課

### 1 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号）による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正等により、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める次の6条例について、所要の規定の整備を行う必要がある。

- ① 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第128号】
- ② 秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第129号】
- ③ 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第130号】
- ④ 秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第131号】
- ⑤ 秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第132号】
- ⑥ 秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第133号】

### 2 改正内容

- (1) 1に掲げる各条例（①～⑥）に定める基準は、各関係省令（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とすることとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 3 各関係省令の主な改正内容

（〔 〕内は1に掲げる条例のうち、該当する条例）

- (1) 児童発達支援の一元化〔1の①の条例関係〕  
多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童福祉法における「医療型児童発達支援」が「児童発達支援」に一元化されたことに伴う所要の規定の整備を行うこととする。
- (2) 指定障害児入所施設における移行支援の推進  
〔1の②の条例関係〕  
指定障害児入所施設の管理者は、15歳以上に達した入所児童について、障害福祉サービス等を利用しつつ自立した生活への移行を支援するための移行支援計画を作成の上、移行支援を進めなければならないこととする。



(3) 共同生活援助の支援内容追加 [1の③の条例関係]

一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等、必要な援助等を適切かつ効果的に行うほか、地域との連携による支援の質を確保するため、地域連携推進会議の設置等を義務付け、1年間の経過措置を設ける。

(4) 就労選択支援の基準追加 [1の③、⑤の条例関係]

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援の創設に伴い、人員、設備及び運営に関する基準を定めることとする。(令和7年10月1日施行)

(5) 意思決定支援の推進 [1の③～⑥の条例関係]

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の意思決定支援に配慮するよう努めるほか、障害者支援施設では、地域連携推進会議の設置等を義務付け、1年間の経過措置を設けるとともに、サービス利用に関する意向の定期的な確認を行う担当者の選任等を義務付け、2年間の経過措置を設ける。

#### 4 施行期日

これら6条例は、令和6年4月1日から施行することとする。